

平成28年4月8日
教育委員会室

秋田市教育委員会
平成28年4月定例会
(案 件)

付議案件

議案第9号	平成28年度秋田市の教育について	…(別途)
議案第10号	秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する件	… 1
議案第11号	秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	… 2
議案第12号	秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および 秋田市女性学習センター管理運営規則を廃止する件	… 4

議案第10号

秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 8 日 提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会事務局設置規則（昭和31年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

「秋田市山王二丁目1番53号」を「秋田市山王一丁目1番1号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局の位置を改めるため、改正しようとするものである。

議案第11号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月 8 日 提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成 3 年秋田市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第14号を同項第15号とし、同項第13号中「勤労青少年ホーム、女性学習センター、公民館、」を「、公民館および」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第 6 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）青少年および女性を主体とした各種講座、講習会等の開催に関する
こと。

第13条から第17条までを次のように改める。

第13条から第17条まで 削除

第18条第 1 項第 7 号中「中央公民館」を「北部公民館」に改め、同条第 2 項の表秋田市港北会館の項を削る。

第27条第 1 項の表第 4 号および第 2 項の表第 7 号中

「

太平山自然学習センター
勤労青少年ホーム
女性学習センター

」を「

太平山自然学習センター

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

提案理由

勤労青少年ホームを廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第12号

秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および秋田市女性学習センター管理運営規則を廃止する件

秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および秋田市女性学習センター管理運営規則を次のように廃止する。

平成28年4月8日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および秋田市女性学習センター管理運営規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則（昭和40年秋田市教委規則第6号）
- (2) 秋田市女性学習センター管理運営規則（平成10年秋田市教委規則第5号）

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

提案理由

勤労青少年ホームおよび女性学習センターの廃止に伴い、廃止しようとするものである。